

視覚障害者等の歩行・移動のための音声案内による 支援システムの情報提供・取得場所の設定指針

(案・改)

本編は障害者等 IT バリアフリープロジェクトの成果を踏まえ、音声案内による障害者等支援システムの設置に関するガイドライン原案検討のための素案を提供するものである。

目 次

序文

1. 適用範囲
2. 引用規格
3. 定義

4. 提示情報
 - 4.1 情報の区分
 - 4.2 情報源
5. 情報提供場所及び情報取得場所に関する要求事項
 - 5.1 情報提供場所
 - 5.2 情報取得場所
 - 5.3 情報取得可能範囲

障害者等 IT バリアフリープロジェクト
NEC コンソーシアム

平成19年3月23日改定

視覚障害者等の歩行・移動のための音声案内による 支援システムの情報提供・取得場所の設定指針（案）

序文 この規格の目的は、視覚障害者等の歩行支援のための電子的音声情報案内システム（白じょう（杖）、視覚障害者誘導用ブロック、音響信号機及びその他視覚障害者の利用に供する歩行・移動のための支援設備を併用することも含め、より利便性を高める電子的音声情報案内システム）の情報提供場所及び情報取得場所を設定するための指針を定めるものである。この規格は、別に規定された「視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針」、JIS T 0901 と関連した規定であり、利用者の利便と安全を目的とし、互換性を確保することを前提として規定するものである。

1. **適用範囲** この規格は、視覚障害者等に音声による情報を提供し、歩行・移動を支援するためのシステム（以下システムという）の情報提供場所及び情報取得場所を設定する際のガイドラインについて規定する。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0901 視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針

3. **定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **音声情報案内システム** 利用者に対し、移動に関する情報を電子的音声情報として提供するシステム。
- b) **ランドマーク** 移動経路指標及び自己位置を確認する指標となる構造物及び視覚以外の聴覚、嗅覚、皮膚感覚及びそれらの組合せによる感覚で認知できる特徴的要素。
- c) **案内装置** 施設側で利用者に情報を提供する装置。
- d) **外部入力装置** 案内装置の一部で、案内装置を作動させるためのセンサ類又はスイッチ類。
- e) **外部情報源** 案内装置の一部で、施設に設置される情報発生装置で、それらには赤外線発射装置や磁気発生装置、電波の発信機、音声発生装置（スピーカ）などを含む。
- f) **利用者端末** 利用者が携行し、案内装置が提供する情報を利用者が取得するための装置。
- g) **利用者端末音源方式** 利用者端末から音声情報が出力される方式。
- h) **施設音源方式** 外部情報源から音声情報が出力される方式。
- i) **端末・施設混成音源方式** 利用者端末及び外部情報源の両方から音声情報が出力される方式。
- j) **提示情報** 利用者端末又は外部情報源から利用者に提供される情報。
- k) **情報提供場所** 道路、鉄道駅、施設、構造物等利用者に特定させる必要のある対象及びその周辺領域
- l) **情報取得場所** 利用者端末、あるいは外部情報源から利用者が音声情報を取得出来る位置または場所。

4. 情報の提示と取得

4.1 提示情報は以下のように区分され、情報提供場所の条件によってその区分が選択・組み合わせられる。

- a) **注意喚起情報** 注意喚起情報は、利用者の安全確保のために必要な情報を、適宜・的確なタイミングで提供するものとする。

- b) **位置情報** 位置情報は、利用者が自らの現在地を的確に認知できるものとする。
- c) **経路情報** 経路情報は、特定の場所から別の場所への経路及び方向に関するものとする。
- d) **領域情報** 領域情報は、移動経路を設定する上で参照するものであり、利用者の現在地周辺又は歩行経路周辺にある構造物、池、溝、草原、砂地などそれらに到達又は遭遇した場合にそれと分かる特徴に関するものとする。
- e) **その他付帯情報** 利用者の利便性向上に資する説明情報。

4.2 提示情報の取得

- a) **情報提供場所** 情報提供場所は、道路、鉄道駅、施設、構造物等利用者に特定させる必要のある対象及びその周辺領域であり、利用者がその領域に入ることにより注意喚起情報、経路案内情報などの提示情報が利用可能となる。
- b) **情報取得場所** 情報取得場所は、情報提供場所の領域内にあり、案内装置から発せられた提示情報を利用者が取得できる位置、または場所である。
- c) **情報取得可能範囲** 情報取得可能範囲は情報提供場所において利用者が情報を取得できる位置、場所の範囲であり表1にその推奨範囲を規定する。情報区分、情報提供場所、情報取得場所は表1に示したものが全てではなく、案内装置の実際の設置・運用に当たっては表1を基準に設定することとする。

表1 情報提供・取得場所

項目	情報区分	情報提供場所	情報取得場所		情報取得可能範囲	情報提供内容の例	
			情報取得区分	提示情報区分			
a)	注意喚起の必要な場所	公道の交差点、横断歩道		歩行者信号状態の案内	(警察庁 PICS 相当)	青になりました。青です、青です、・・・。 点滅です。 赤です、渡れません。	
				道路の幅	(警察庁 PICS 相当*1)		
				赤信号待ち時間	(警察庁 PICS 相当*1)		
				交差点案内	(警察庁 PICS 相当)	交差点です。歩行者支援信号があります。	
		階段	下り階段		階段事前告知	5 m ~ 10 m 手前	m 先に下り階段があります。
					階段開始位置	0.3 m ~ 0.6 m	下り階段です。
			上り階段		階段事前告知	5 m ~ 10 m 手前	m 先に上り階段があります。
					階段開始位置	0.3 m ~ 0.6 m	上り階段です。
		鉄道駅ホーム			(未定)		
		障害物			10 m 手前	看板があります。	
		工事場所			(10 m 手前)	道路工事中です。	
		エスカレータ			(5 m ~ 10 m)	エスカレータです。	
踏み切り			(未定)				
段差				段差があります。			
b)	経路案内にかかわる情報提供場所	移動経路の分岐点			RFID: 5 m 手前, 赤外線 5 m ~ 10 m 手前	(T字型/十字型) 分岐点です。	
		ランドマークとなる施設・設備	歩道(直進)		10 m 手前	まっすぐ進んで下さい。	
			歩道(直進)		RFID: 2 m 手前	まっすぐ進んで下さい。	
			スロープ		RFID: 2 m 手前	スロープです。	
c)	利用可能なサービスの提供場所	バス・タクシー乗場	位置		10 m 手前	(行き) バス乗場です。	
			行き先			行き先は です。	
		鉄道駅			(未定)		
		地下鉄出入口			(未定)		
		サービス設備	トイレ	男女等区別		10 m 手前	女子トイレ、男子トイレ、多目的トイレがあります。
				トイレ構造			小便器は右側、大便器が左側です。
			公衆電話			(未定)	
			鉄道駅売店			(未定)	
			構造物の案内受付窓口			10 m ~ 20 m 手前	総合受付です。
		施設出入口			RFID: 5 m 手前, 赤外線 10 m ~ 20 m 手前	施設東玄関はこちらです。	
		公共施設		鉄道駅券売機、乗車券販売所		10 m	駅切符売場があります。 駅自動券売機です
触地図		触地図位置		(10 m)	触地図があります。		

項目	情報区分	情報提供場所	情報取得場所		情報取得可能範囲	情報提供内容の例	
			情報取得区分	提示情報区分			
c)	利用可能なサービスの提供場所 (つづき)	店舗			(10m)	ストアです。	
		エレベータ			5m~10m	エレベーターはこちらです。	
		移動体本体	電車			(未定)	
			バス	接近中		30m	行きバスが来ます。
				乗降口		2m	乗り口です。
				行き先		30m	行きです。
		その他			(未定)		
d)	領域情報			(未定)			
e)	その他付帯情報			(未定)			

*1：現在は規定されていない。